

第1回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリ実施要領

(目的)

第1 鳥取県東部の高校生が進学等で鳥取県外に転出した場合においても、ソーシャルメディアの活用により、ふるさとに関わる情報を受け取ることができる環境を構築するため、鳥取県東部の高校に通学する高校生を対象に、Instagramを活用した麒麟のまち圏域の事象に関する情報発信を行うインフルエンサー創出に向けた第1回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリを開催するもの。

(実施方法)

第2 第1回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリ（以下、単に「グランプリ」とする。）の実施方法は次のとおりとする。

(1) 使用するソーシャルメディア Instagram（インスタグラム）

(2) 参加者募集期間 令和6年6月10日（月）～同年7月15日（月）

(3) グランプリ開催期間 令和6年8月1日（木）～同年11月30日（土）

グランプリ開会式 日程 令和6年7月30日（火） 10時～12時

場所 鳥取市役所本庁舎 市民交流棟 多目的室1（鳥取市幸町71番地）

表彰式及び閉会式 日程 令和7年1月～2月中の土日で1時間30分程度

場所 鳥取市役所本庁舎 市民交流棟 多目的室1（鳥取市幸町71番地）

(4) 応募方法 参加者募集期間内にとっとり電子申請システムより応募する。

(5) 応募要件

・鳥取県東部の高校に通学する高校生、または鳥取市内在住の同年代の方（令和6年4月2日～令和9年4月1日に18歳の誕生日を迎える方）。グループでの参加も可とする。

・グランプリ応募について保護者の了承を得ていること。

・鳥取市がグランプリに投稿された写真等を、グランプリの広報活動やとっとり市報などで2次利用されることについて了承できること。（なお、その場合は事前に投稿者に連絡を行うものとする。）

・後述するグランプリルールおよび注意事項を遵守できること。

(グランプリルール)

第3 グランプリルールは次のとおりとする。

(1) 投稿について

・投稿内容（写真、動画、文章等）を鳥取市地域振興課に Instagram ダイレクトメッセージ、メール等で送付する。内容が適切と判断されれば地域振興課がグランプリ用アカウントに投稿する。

・投稿する写真等は麒麟のまち圏域（鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・兵庫県香美町・兵庫県新温泉町）で撮影したものとする。また、可能な場合は位置情報を掲載すること。

（個人の特定につながる恐れがある場合は除く）

・フィード投稿またはリール投稿で行うものとし、投稿頻度・回数は任意とする。

・過去に撮影した写真等も投稿可とするが、既に個人アカウント等で Instagram に投稿されたものの再利用は不可とする。

(2) 注意事項について

- ・生成 AI で作成した風景写真の使用は禁止とする。(使用が発覚した場合は、当該アカウントを入賞選考対象外とする)
- ・投稿する写真等に人物が映っている場合は、必ず被写体に使用許諾を取ること。(ただし、個人の特定ができないように写真等を加工する場合は除く)
- ・事業所等に関するポジティブな投稿は可能とするが、事前に投稿について事業所等に了承を得ること。
- ・第三者の著作権や肖像権を侵害する投稿、公序良俗に反する投稿、選挙活動にあたる投稿、特定の思想・宗教等への勧誘を目的とする投稿、他人を誹謗中傷する投稿は禁止とする。
- ・立入禁止場所、撮影禁止場所での撮影を行わないこと。それ以外の場所での撮影においても、他者に迷惑をかけるような撮影を行わないこと。

(グランプリの表彰について)

第4 グランプリの賞金額総額、表彰部門および賞金額は次のとおりとする。

(1) 賞金総額 30万円

(2) 表彰部門

・いいね!数部門 1位:6万円、2位:4万円、3位:2万円

・その他部門 地域振興課長が別途定めるものとする。

なお、賞金は同額のQUOカードでの支払いとする。

(3) 入賞アカウント 基準日 令和6年12月16日時点

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。